

各種ローンの金利優遇について

当金庫との取引内容等に応じて、以下のとおりご融資利率から引下げします。
金利優遇の対象となる商品、優遇条件、および優遇利率は下記のとおりです。

記

◎教育資金

【金利優遇商品】 とりしん教育ローン・極度型教育ローン（カード型）・新教育カードローン

【優遇利率】

優遇区分	項目		優遇利率(年)	
A	メイン取引世帯 ^{注1} の方		0.5%	
	合計で5項目以上取引がある世帯	必須です。		普通預金契約
		3項目の内、いずれか1つ以上必要です。		定期積金契約（契約額 30 万円以上）・年金振込指定 給与振込指定（毎月 10 万円以上）
		定期預金契約 ・ 財産形成貯蓄契約 ・ 住宅資金借入 ・ 個人ローン借入 公共料金口座振替契約(3種目以上) ・ その他口座振替契約(2種目以上)		
	定期積金契約額 30 万円以上契約の方、または子宝積金契約の方(教育資金のみ対象)		0.2%	
	給与振込指定の方	毎月 10 万円以上		0.3%
		毎月 3 万円以上 10 万円未満		0.1%
	財産形成貯蓄契約の方		0.2%	
	職域サポート契約先にお勤めの方	総合口座型カードローン		0.5%
		マイカーローンの商品		0.2%
上記以外の商品		0.3%		
イクボス・ファミボス宣言（子育て応援+）企業にお勤めの方		0.5%		
合計で最大 0.5%優遇				
B	当金庫で年金を受け取られている方、およびその同居の家族の方		0.2% ^{注2}	
D	以下のいずれかに該当される方 ・ 2 名以上の子弟を扶養されている方 ・ 鳥取県内 ^{注3} の学校に在学（入学を含む）する子弟の教育資金を申込みの方 ・ 当金庫で教育資金（国の進学ローンを含む）の借入をご利用されている方		0.3%	
E	当金庫から教育資金を利用された方で、その対象の子弟が学校卒業後、鳥取県内 ^{注3} にお住まいになるか、または鳥取県内 ^{注3} に本店を置く企業に就職された場合		0.5% ^{注4}	

注1. メイン取引世帯は、本人および本人と同居の家族の方の取引が対象です。（就学等のため、遠隔地にお住まいの子弟を含みます。）

注2. メイン取引世帯の取引項目として、5項目以上の中の一つに年金振込指定を含めてメイン取引世帯の優遇を受ける場合は、優遇区分Bの0.2%の優遇はありません。

ただし、ご夫婦など2名以上の方が、当金庫に年金振込指定をして頂いている場合は、Bの0.2%の優遇対象とします。

注3. 鳥取県内には、兵庫県但馬地域を含みます。

注4. 優遇区分Eは、お取引店にお申し出いただき、確認させて頂いた日の次の約定返済日の翌日から適用させて頂きます。なお、お申し出時点での取引内容により、優遇利率の見直しを行い最大1.5%の優遇とさせていただきます。

当初借入時：優遇区分A＋優遇区分B＋優遇区分Dで 最大1.0% を引下げします。

E申し出時：優遇区分A＋優遇区分B＋優遇区分D＋優遇区分Eで 最大1.5% を引下げします。

※詳しくは、窓口または担当者へお問い合わせください。